

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）
特殊自動車における低炭素化促進事業実施要領

1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱（平成 25 年 5 月 15 日付け環水大自発第 1305156 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 5 項の規定に基づき、事業の実施について必要な細目等を定めることにより、生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2. 定義

要綱及びこの要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「ハイブリッドオフロード車等」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第 12 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けるものであって、次のものをいう。

①原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能（以下「エネルギー回生機能」という。）を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

②内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動するブルドーザであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

③原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、エネルギー回生機能を備えたフォーク・リフト

(2) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者をいう。

3. 事業の実施主体

補助対象自動車の所有者となるものを事業の実施主体とする。

4. 補助対象事業の制限

(1) この補助金は、ハイブリッドオフロード車等の導入に関する他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）を受けた事業には交付しないものとする。

(2) 事業の実施主体が自動車リース事業者であって、リース期間中の途中解約又は解除ができないことを条件としてリース契約を特定の借受人と結ぶものについては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることを自動車賃貸契約書等の申請書類で確認できるものであること。

5. 補助金の基準額

要綱第4条第1項の実施要領で定める基準額は、別表のとおりとする。

6. 交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第1項第2号の実施要領にて定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 補助事業申請者に関する確認事項調書
- (2) 補助対象車の使用予定事業者に関する確認事項調書
- (3) 補助対象経費に係る見積書等の写し（4.(2)に該当する事業にあつては、確認が必要とされる書類を含む。）
- (4) 振込先調書
- (5) 登記簿謄本並びに直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書
- (6) その他、地方環境事務所長が交付に関して確認の必要があると認める書類

7. 財産の処分における留意事項

事業により取得した財産を処分する場合には、要綱第20条に規定する制限を受けるほか、要綱第23条の規定により明示された表示を削除しなければならない。

8. 事業実績の報告

- (1) 事業の実施主体は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握することとする。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供することとする。
- (2) 事業主体は、補助事業を実施した年度ごとに、補助事業で導入した自動車の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに地方環境事務所長に提出するものとする。

附則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

附則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

別 表

補助金の基準額

種目	種別	補助金の基準額
ハイブリッドオフロード車等	ショベル・ローダ	2,600 千円/台
	ブルドーザ	
	フォーク・リフト	

平成○年度特殊自動車における低炭素化促進事業の事業報告書

平成○年○月○日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

特殊自動車における低炭素化促進事業

2. 事業の概要

【補助事業で導入した車両の車種、台数等を記載する。】

3. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業で導入した車両の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で導入した車両の用途、稼働実績等を記載する。】

4. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）。】

5. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】